

1 物を取り扱う場合は、製造、建設、機械据付と修理の別、卸売と小売の別などを明らかにします。製造の場合、製品名は原材料・加工の仕方、用途がわかるようにします。

2 労働者によって給与締切日が異なる場合は、適用する労働者が最も多い給与締切日に基づいて調査期間を設定します。

5 ごく短期間のみ雇用される臨時のアルバイト以外は、常用労働者に含まれます。

5 (1) 初回の調査票では、調査期間初日の前日の労働者数を記入します。

5 (2) 前月分では給与の算定を受けておらず、今月分から給与の算定対象になった者も含まれます。

5 (3) 調査期間の末日付けで退職又は異動した者や、今月分から給与の算定を受けなくなった者も含まれます。

5 (4) この人数が、翌月分の調査票の5 (1)に入ります。

5 (5) 正規労働者よりも所定労働時間が短いか、所定労働日数が少ない者の人数で、5 (4)の内数になります。

9 調査期間中に該当する事由があれば○で囲みます。

4 この項目のみ、企業全体（国内の本支社、本支店、営業所、工場等をすべて含む）の常用労働者数です。
※他の項目は企業全体ではなく、事業所の常用労働者のみが対象ですので、ご注意ください。

様式第1号（第9条関係）

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。（主要なものとは、総収入の最も多いものです。）	3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。
自動車部品（ブレーキパッド）製造	20 日
2 調査期間はいつからいつまででしたか。（前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。）	4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。（貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。）
×月16日から○月15日まで	(1) 1,000人以上 (4) 30~99人 (2) 300~999人 (5) 5~29人 (3) 100~299人

6 各労働者が実際に就業した延べ日数で、1時間でも就業すれば1日とします。終日の有給休暇取得分は含まれません。

この冊子の表紙に記載された番号を転記します。
「産業分類番号」から右の欄は記入不要です。
(第二種事業所用の調査票の欄)

都道府県番号	調査区番号	事業所一連番号

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査全国調査票

秘

（第一種事業所用）

厚生労働省

政府統計
令和□年○月分

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号 大 中 小	抽出率番号	※事業所規格番号 規格番号
○○	△△△□□□□			

※印欄は記入しないでください。

8 税込みの総支給額で、百円の位で四捨五入して、千円単位で記入します。減額調整や返納分は含まれません。

8 (1) 就業規則等で定められた算定方法によって支給される給与のこと、基本給、業績手当、職務手当、奨励加給、超過勤務手当、通勤手当等が含まれます。ただし、算定期間が3か月を超える手当は8 (3) (4) に含まれます。

8 (2) 8 (1) のうち、所定外労働時間の労働に対する給与のこと、超過勤務手当、休日出勤手当、深夜手当等が含まれます。労働を行った月又は金額を算定した月の調査票に計上します。

8 (3) (4) 8 (1) に該当しない給与のこと、賞与、定昇・ベースアップ等の追給、3か月を超える期間で算定される通勤手当等が含まれます。(3)の計と(4)の①～⑤の合計は必ず一致させてください。

定昇・ベースアップ等による差額の当月分は8 (1) に含まれます。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。
事業主は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数				6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)				8 現金給与額（税込み額です。）			
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、解雇、転勤等による減少は何人でしたか。	(3) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。		(1) 実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。（有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。）	(2) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。（労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。）	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。（盆、春等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与・ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確定な給与です。）	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。		
男	1 70	5	8	67	人 3 日 1300 時間 9100 百万 千円 34208	人 1020	百万 千円 85520	百万 千円 100087	①賞与				
女	2 20	11	1	30	人 3 日 580 時間 4060 時間 290 百万 千円 10275	人 10275	百万 千円 25688	百万 千円 11121 千円	②定昇・ベースアップ等の追給（□）月分から（×）月分				
計	3 90	16	9	97	↓ 1880 13160 1310 44483	百万 千円 4811	111208	千円 千円	③3か月を超える期間で算定される通勤手当千円				
うち、パートタイム労働者	4 5	2	0	6 100	580 10 1180 23 14463	千円 千円	千円 千円	その他（名称別に金額を記入してください。）					

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあつた場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。	4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。	5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。	6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

パートタイム労働者から一般労働者に就業形態変更1名

「男」及び「女」の数値から、パートタイム労働者分を抜き出して記入するため、「計」の内数になります。

7 各労働者が実際に就業した延べ時間数で、1時間未満は30分以上を切り上げ、30分未満を切り下げる。有給休暇取得分は含まれません。

所定内労働時間数は就業規則等で定められた就業時間帯の労働時間数で、所定外労働時間数はその範囲外の労働時間数です。

10 事業内容の変更、労働者の就業形態変更等の留意事項や、前月分と比較して変動が大きい項目がある場合の理由等を記入します。